

内子町国土強靱化地域計画

令和 7 年 3 月 (改訂 6 版)

内 子 町

【 目 次 】

第1章 基本的な考え方

1 目的	2
2 基本目標	2
3 計画の位置付けと計画期間	2
4 計画の策定手法	3

第2章 対象とする災害と被害想定

1 内子町の特性	4
2 対象とする自然災害	7

第3章 脆弱性の評価

1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	1 4
2 脆弱性評価結果の概要	1 6

第4章 本計画の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	2 1
2 施策分野ごとの対策と推進方針	3 1

内子町国土強靱化地域計画（道路事業）	4 2
内子町国土強靱化地域計画（住宅事業）	4 3
内子町国土強靱化地域計画（公共施設）	4 4

第1章 基本的な考え方

1 目的

近年の気候変動の影響等による異常気象や大規模自然災害の発生により、国においては、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進している。

本町においても、台風や豪雨等による風水害、土砂災害や、今後30年以内の発生確率が80%といわれる南海トラフ地震に対する備えが重要な課題となっている。

大規模自然災害に対して、住民の命や生活、地域社会を守るため、住民や事業者、国、県等と一体となって国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的として本計画を策定する。

2 基本目標

どのような大規模自然災害が発生しようとも、最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会・地域経済を作り上げるために、次の4項目を基本目標として、国土強靱化に関する施策を推進する。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興が図られること

3 計画の位置付けと計画期間

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町における国土強靱化に関し、本町の総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針とするものである。

計画期間は、第3期内子町総合計画後期計画に合わせ令和5年度から令和11年度までとする。なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜計画を見直すこととする。

4 計画の策定手法

国の基本計画では、基本的な計画の進め方として、

①強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析

②起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と影響を分析・評価した上で、
目標に照らして脆弱性を特定

③脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方
策を検討

④課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重
点化、優先順位をつけて計画的に実施

⑤その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

というPDCAサイクルを繰り返し、国全体の強靱化の取組を推進するとしている。

また、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクに対する対応方策の策定」に当たっては、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から、府省庁横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策群）を検討するアプローチが導入されている。

本町においても、国が用いた手法を参考にして、国・愛媛県等との連携を図りながら、PDCAサイクルの繰り返しを徹底し、強靱化の取り組みを推進する。

第2章 対象とする災害と被害想定

1 内子町の特徴

(1) 自然的条件

① 位置、地勢

本町は、愛媛県のほぼ中央に位置し、北部は伊予市、砥部町、西部は大洲市、南部は大洲市、西予市、東部は久万高原町に接しており、本町の中心部は、県都松山市から約40kmの地点にある。町の中央部を一級河川・肱川の支流である小田川が流れている。

交通、経済の中心となる内子地区は、小田川、中山川、麓川の3つの流域に沿って集落が形成され、中心部は交通の要衝となってきた。

行政の中心となる五十崎地区は、田園地帯を形成しており、町の中心を貫流する小田川は、自然環境に配慮した川づくりがなされている。

小田川の源流がある小田地区は、標高1,300m級の四国山系に抱かれた山村であり、面積の90%弱（町全体では約78%）を山林が占める県下有数の林業地帯である。

② 面積

本町の面積は、299.43km²、その広がり東西30.0km、南北17.9kmとなっている。

また、地目別に見ると、全体の約78%が山林原野、約11%が農地（田・畑）、約1%が宅地となっている。

（単位：km²）

区 分	面 積	田	畑	宅 地	山林原野	池 沼 等	そ の 他
内 子 町	299.43 (100.0%)	8.15 (2.7%)	24.03 (8.0%)	4.02 (1.3%)	232.87 (77.8%)	0.02 (0.01%)	30.27 (10.1%)

（資料：愛媛県市町振興課調べ「固定資産の価格等の概要調」）

③ 気象

内子地区の平均気温は、近隣市町と比較すると気温が低く、特に冬季の低温が

著しい。平均日較差も大きく、内陸盆地特有の気候特性が顕著である。

五十崎地区の気候は、山間の盆地型で、年間を通じて湿度もかなり高く霧の発生が多いが、気温はおおむね温暖である。

小田地区の気候は、盆地という地形から若干寒暖の差がある内陸性気候であるが、平均して約15度と温暖であり、年間降水量は約1,500mm～1,600mmである。

④ 地質

四国地方の地質は、東西方向に走る中央構造線を境に、北側の西南日本内帯と、南側の西南日本外帯に大区分される。西南日本外帯は北から中央構造線、仏像構造線の東西に走る2大地質構造線があり、地質は、それら構造線に画されて北から順に三波川帯、秩父累帯及び四万十帯の3地帯に大別される。

本町のうち主に内子、五十崎地区が属する三波川帯は、白亜紀の高压変成岩類からなる地質体で、塩基性（緑色）片岩及び泥質（黒色）片岩が広く分布する。また南部には斑れい岩質岩石が特徴的に分布するゾーンがあり御荷鉾緑色岩類と称されている。

本町のうち主に小田地区が属する秩父累帯は、ジュラ紀の付加体堆積岩類からなる地質体で、ほとんどが粘板岩・砂岩及びそれらの互層によって占められ、輝緑凝灰岩、チャート、石灰岩が散在する。

（２）社会的条件

① 人口

本町の人口は年々減少傾向にあり、令和２年の国勢調査では15,322人となっている。世帯数は、平成17年以降減少傾向にある。また、人口に占める高齢者人口の割合40.9%となり、県の割合33.2%を大きく上回り、全体として核家族化、高齢化が目立っている。

人 口 等 の 推 移

		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人 口	内 子 町	12,147	11,802	11,231	19,620	18,045	16,742	15,322
	五 十 崎 町	6,043	5,718	5,720				
	小 田 町	4,497	4,158	3,831				
	計	22,687	21,678	20,782				
	増 減	数	▲1,392	▲1,009	▲896	▲1,162	▲1,575	▲1,303
		率(%)	94.2	95.6	95.9	94.4	92.0	92.8
世 帯	内 子 町	3,601	3,642	3,688	7,000	6,722	6,457	6,258
	五 十 崎 町	1,827	1,804	1,867				
	小 田 町	1,557	1,523	1,507				
	計	6,985	6,969	7,062				
	増 減	数	▲31	▲16	93	▲62	▲278	▲247
		率(%)	99.6	99.8	101.3	99.1	96.0	96.3
高 齢 者 人 口	1 世帯あたり人口	3.25	3.11	2.94	2.80	2.68	2.59	2.45
	内 子 町	2,425	2,965	3,264	6,467	6,204	6,352	6,269
	五 十 崎 町	1,167	1,378	1,506				
	小 田 町	1,128	1,392	1,476				
	計	4,720	5,735	6,246				
	増 減	数	713	1,015	511	221	▲263	148
		率(%)	117.7	121.5	108.9	103.5	95.9	102.4
	人 口 に 占 め る 割 合	町 割 合(%)	20.8	26.5	30.1	33.0	34.4	37.9
		県 割 合(%)	15.4	18.5	21.4	24.0	26.6	30.6
		全国割合(%)	12.0	14.5	17.3	20.1	23.0	26.6

注 国勢調査

② 交通

交通は、国道56号、379号が町内を縦横断し、国道56号に並行して J R 予讃線が通っている。松山市までの所要時間が J R で25分程度と通勤通学圏内となっている。また、平成12年7月には四国縦貫自動車道が大洲市まで開通し、内子五十崎インターが整備され、現在は松山自動車道は宇和島市まで延伸してますます生活圏域、経済圏域が拡大している。

2 対象とする自然災害

(1) 過去の災害履歴

内子町における災害の主なものは、梅雨前線、台風に伴う暴風・豪雨である。

①過去の災害履歴

・主な風水害履歴

年 月 日	原 因	被害地域	被 害 概 要
昭和60年 6月21日 ～7月12日	梅 雨 前 線 豪 雨	東予・中予 地 方	住家一部破損9棟、床上浸水17棟、床下浸水232棟、田畑流没0.32ha、学校被害4か所、道路損壊617か所、橋梁損壊4か所、河川損壊319か所、砂防18か所、山腹崩壊52か所、海岸被害6か所、急傾斜地1か所、被害総額5,141,647千円
昭和60年 9月7～8日	寒 冷 前 線 豪 雨	東予・中予 地 方	道路損壊14か所、被害総額1,648,093千円
昭和61年 1月1～31日	低 温	県下全域	道路損壊505か所、被害総額8,384,240千円
昭和61年 7月4～13日	梅 雨 前 線 豪 雨	県下全域	重傷1人、住家全壊2棟、半壊1棟、床下浸水7棟、非住家4棟、道路損壊223か所、河川損壊68か所、砂防4か所、被害総額1,328,342千円
昭和62年 8月30～31日	台 風 12 号	県下全域 (特に東予・中予)	軽傷1人、住家全壊1棟、半壊1棟、一部破損5棟、道路損壊6か所、河川損壊10か所、漁港施設被害11か所、漁港海岸被害5か所、被害総額1,754,188千円
昭和62年 10月15～17日	台 風 19 号	県下全域	軽傷1人、住家一部破損12棟、床上浸水92棟、床下浸水2,411棟、非住家21棟、田畑流没46.45ha、道路損壊453か所、橋梁損壊10か所、河川損壊447か所、港湾5か所、砂防55か所、水道3,796戸、漁港施設被害12か所、漁港海岸被害5か所、海岸被害11か所、地すべり1か所、被害総額9,796,146千円

年 月 日	原 因	被害地域	被 害 概 要
平成 1 年 8 月 26～27 日	台 風 17 号	県 下 全 域 (特に東予)	重傷 1 人、軽傷 2 人、住家全壊 1 棟、一部破損 4 棟、床上浸水 67 棟、床下浸水 1,422 棟、非住家 5 棟、田畑流没 39.33ha、学校被害 1 か所、道路損壊 504 か所、橋梁損壊 2 か所、河川損壊 483 か所、港湾 2 か所、砂防 58 か所、海岸施設被害 5 か所、漁港施設被害 13 か所、治山施設被害 34 か所、被害総額 7,532,214 千円
平成 1 年 9 月 18～19 日	台 風 22 号	県 下 全 域	死者 1 人、住家全壊 1 棟、半壊 6 棟、一部破損 12 棟、床上浸水 29 棟、床下浸水 451 棟、非住家 12 棟、田畑流没 28.53ha、学校被害 1 か所、道路損壊 461 か所、橋梁損壊 2 か所、河川損壊 279 か所、砂防 15 か所、水道 80 戸、治山施設被害 37 か所、被害総額 4,124,652 千円
平成 3 年 9 月 27～28 日	台 風 19 号	県 下 全 域	死者 1 人、重傷 2 人、軽傷 47 人、住家全壊 64 棟、半壊 158 棟、一部破損 4,452 棟、床上浸水 1,251 棟、床下浸水 4,424 棟、非住家 1,495 棟、学校被害 233 か所、病院被害 10 か所、道路損壊 97 か所、河川損壊 51 か所、港湾 26 か所、砂防 1 か所、清掃施設被害 5 か所、水道 3,002 戸、電気 116,698 戸、漁港施設被害 154 か所、公園被害 1 か所、海岸被害 67 か所、被害総額 51,654,392 千円
平成 4 年 8 月 7～9 日	台 風 10 号	県 下 全 域	重傷 3 人、軽傷 2 人、住家一部破損 17 棟、床下浸水 2 棟、非住家 9 棟、田畑流没 3.16ha、学校被害 20 か所、病院被害 2 か所、道路損壊 186 か所、河川損壊 137 か所、港湾 6 か所、砂防 6 か所、水道 206 戸、電気 44,353 戸、漁港施設被害 41 か所、海岸被害 2 か所、防波堤損壊 2 か所、被害総額 5,867,759 千円
平成 5 年 6 月 28 日 ～ 7 月 5 日	梅 雨 前 線 豪 雨	県 下 全 域	死者 1 人、住家全壊 1 棟、半壊 1 棟、一部破損 9 棟、床下浸水 16 棟、非住家 5 棟、田畑流没 15.35ha、道路損壊 385 か所、橋梁損壊 1 か所、河川損壊 202 か所、砂防 14 か所、崖くずれ 25 か所、被害総額 4,824,276 千円

年 月 日	原 因	被害地域	被 害 概 要
平成5年 9月3～4日	台風13号	県下全域	死者1人、行方不明者1人、軽傷5人、住家全壊2棟、一部破損11棟、床上浸水129棟、床下浸水1,108棟、非住家3棟、田畑流没56.63ha、学校被害25か所、病院被害3か所、道路損壊521か所、橋梁損壊2か所、河川損壊563か所、港湾11か所、砂防30か所、崖くずれ28か所、水道540戸、漁港施設被害73か所、被害総額12,840,790千円
平成8年 8月13～15日	台風12号	県下全域	死者2人、重傷2人、軽傷4人、一部破損5棟、非住家その他建物被害8棟、田畑流出・埋没4.9ha、道路被害18か所、河川被害13か所、港湾被害1か所、停電54,939戸、海岸被害2か所、林道被害5か所、被害総額3,687,472千円
平成9年 9月14～17日	台風19号	県下全域	軽傷2人、一部破損4棟、床上浸水45棟、床下浸水1,305棟、田畑流出・埋没23.66ha、道路被害208か所、河川被害349か所、砂防被害28か所、水道断水2戸、停電5,965戸、ブロック塀被害1か所、海岸被害2か所、被害総額5,661,498千円
平成10年 10月17～18日	台風10号	県下全域	死者2人、重傷1人、軽傷1人、全壊5棟、半壊2棟、一部破損16棟、床上浸水163棟、床下浸水2,227棟、非住家その他建物被害27棟、田畑流出・埋没54.03ha、学校被害1か所、道路被害326か所、橋りょう3か所、河川被害323か所、砂防被害59か所、断水17戸、停電7,085戸、漁港被害10か所、公園被害1か所、被害総額11,296,505千円

年 月 日	原 因	被害地域	被 害 概 要
平成11年 6月24日 ～7月3日	梅雨前線 豪 雨	県下全域	一部破損1棟、床上浸水6棟、床下浸水43棟、 非住家その他建物被害11棟、田畑流出・埋没 6.99ha、道路被害85か所、橋りょう被害1か 所、河川被害61か所、砂防被害13か所、治水 施設被害1か所、頭首工被害13か所、ため池 被害10か所、水路被害50か所、農道被害102か 所、林道被害3か所、被害総額2,612,924千円
平成11年 7月26～29日	台風5号	県下全域	床下浸水19棟、田畑流出・埋没4.92ha、道路 被害52か所、河川被害36か所、砂防被害4か 所、停電1,700戸、頭首工被害3か所、ため池 被害1か所、水路被害9か所、農道被害19か 所、林道被害18か所、被害総額1,292,075千円
平成11年 8月1～3日	台風7号	県下全域	床上浸水1棟、床下浸水6棟、農道被害15か 所、被害総額1,207,226千円
平成11年 9月14～15日	台風16号	県下全域	軽傷1人、半壊2棟、一部破損15棟、床上浸 水100棟、床下浸水917棟、非住家その他建物 被害14棟、田畑流失・埋没60.62ha、橋りょう 被害20か所、道路被害177か所、河川被害217 か所、砂防被害51か所、断水652戸、電話不通 207回線、停電2,430戸、公園被害5か所、治 山被害1か所、揚水機被害2か所、頭首工被 害85か所、ため池被害36か所、水路被害 345か所、農道被害257か所、林道被害185か 所、被害総額22,291,227千円
平成11年 9月23～24日	台風18号	県下全域	重傷2人、軽傷7人、床上浸水2棟、床下浸 水7棟、非住家その他建物被害2棟、田畑流 失・埋没0.42ha、学校被害1か所、道路被害 23か所、河川被害4か所、港湾被害1か所、 停電42,138戸、漁港被害4か所、水路被害1 か所、被害総額4,772,748千円

年 月 日	原 因	被害地域	被 害 概 要
平成13年 6月18日 ～7月1日	梅雨前線 豪 雨	県下全域	死者1人、軽傷8人、全壊1棟、半壊3棟、一部破損2棟、床上浸水125棟、床下浸水795棟、非住家その他建物被害1棟、田畑流失・埋没18.63ha、道路被害152か所、橋りょう被害1か所、河川被害117か所、港湾被害1か所、砂防被害57か所、公園被害5か所、鉄道不通1か所、停電2,407戸、頭首工被害11か所、ため池被害39か所、水路被害86か所、農道被害220か所、治山被害28か所、林道被害22か所、農地保全被害1か所、被害総額5,006,528千円
平成30年 7月5日 ～7日	梅雨前線 豪 雨	県下全域	死者27人、負傷者29人、全壊632棟、半壊3,212棟、一部損壊92棟、床上浸水360棟、床下浸水2,692棟、被害総額121,700,000千円

・主な地震災害履歴

発生年月日	概 況
明治38年6月2日	芸予地震 松山震度5、震源地は安芸灘 主な被害地方は松山市、温泉、越智、伊予の各郡 負傷者16名、家屋全壊7戸、半壊58戸、破損231戸、非住家被害16戸、煙突倒壊7本、橋梁破損2か所、堤防破損153か所
昭和21年12月21日	南海地震 宇和島・波止浜で震度4、震源地は紀伊半島南方沖 死者26人、負傷者32人、住家全壊155棟、非住家全壊147棟、県下海岸線は地盤沈下のため平均40～50cm沈下
昭和43年4月1日	松山・宇和島で震度4、震源地は日向灘 負傷者3人、建物の損壊2,986棟
昭和51年2月2日	松山・宇和島で震度2、震源地は安芸灘 港湾被害2か所
昭和52年3月13日	宇和島で震度3、震源地は愛媛県南西部
昭和62年3月18日	宇和島で震度3、松山で震度2、震源地は日向灘 漁港施設被害1か所
平成12年10月6日	鳥取県西部地震

	吉海町で震度 5 弱、弓削町・生名村・岩城村・魚島村等で震度 4 を記録。震源地は鳥取県西部 県内での被害は特になし。
平成13年 3 月24日	芸予地震 弓削町・生名村・岩城村等 2 市15町 2 村で震度 5 強、魚島村は震度 4 を記録。震源地は安芸灘 死者 1 人、重傷 7 人、軽傷68人、全壊 2 棟、半壊40棟、一部破損11,196棟、非住家その他建物被害 3 棟、田畑埋没5.36ha、学校被害273か所、病院被害28か所、道路被害56か所、河川被害 8 か所、港湾被害13か所、海岸被害 2 か所、漁港施設被害14か所、公園被害 9 か所、鉄道不通 1 か所、断水190戸、停電6,836戸、ため池被害53か所、水路被害 6 か所、農道被害35か所、揚水機被害 8 か所、治山被害 2 か所、林道被害 2 か所

(2) 対象とする自然災害

本計画では、本町の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の 2 つの災害を対象とする。

① 風水害

近年、地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。このような背景から、国においては、水防法の規定により、新たに想定最大規模の降雨（小田川流域の 48 時間総雨量 811 mm）を対象とした浸水想定区域の指定が義務付けられた。

本町でも、台風等の豪雨による浸水被害を受けており、地質上の特性や中山間地域に集落が点在している状況等から土砂災害の危険箇所を多く抱えている。

② 南海トラフ地震

南海トラフ沿いでは、約 100～200 年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）から 70 年以上が経過している。国の調査機関によると、今後 30 年以内に M8～9 クラスの地震が発生する確率は 80%となっており、地震発生危険性は年々高まってきている。

また、平成 25 年に県が公表した地震被害想定調査では、南海トラフにおいて、想定される最大クラスの地震が発生した場合、本町の被害は、最悪のケースで死者

は 84 人、全壊・焼失建物は約 1,800 棟にも上り、甚大な被害が発生すると想定されている。

「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」の被害想定

【建物被害（冬 18 時：強風）】

被害区分	揺れ	液状化	土砂災害	地震火災 (焼失棟数)	合計
全壊	1,333	65	37	438	1,873
半壊	3,994	107	86	—	4,187

【屋外転倒・落下物の発生（冬 18 時：強風）】

区 分	件数
ブロック塀・自動販売機等の転倒(件)	621
屋外落下物が発生する建物棟数(棟)	1,324

【人的被害（冬深夜）】

被害区分	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀 倒壊等	合計
死者数	81	3	0	0	84
負傷者数	1,010	4	0	0	1,014

【自力脱出困難者（冬深夜）】

被 害 区 分	人数
揺れに伴う自力脱出困難者	142

第3章 脆弱性の評価

1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

本計画では、国の基本計画における目標との調和及び県との連携を図りながら、4つの基本目標を達成するため、大規模な自然災害に対して8つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなる22の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	人命の保護	1-1	巨大地震による建物の倒壊等による多数の死傷者の発生
		1-2	台風や集中豪雨等による浸水や土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3	弾道ミサイルの武力攻撃等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や危機意識の不足に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の拡大
2	迅速な救助・救急、医療活動	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の停滞
		2-4	医療機能等の麻痺
		2-5	避難所の防災機能不足等に伴う避難生活の支障の拡大
3	行政機能の確保	3-1	職員、施設等の被災による機能低下
4	情報通信機能・情報サービスの確保	4-1	情報通信の長期停止による災害情報の伝達不能
5	経済活動の機能維持	5-1	食料等の生産・供給の停滞
		5-2	物流機能の大幅な低下

		5-3	事業活動の停止による生活への影響
6	ライフラインの確保	6-1	ライフラインの長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークの機能停止
7	二次災害の抑制	7-1	地震等による大規模火災の発生
		7-2	ため池等の損壊・機能不全による二次災害発生
		7-3	有害物質の拡散・流出
		7-4	農地・森林等の被害
8	迅速な復旧・復興	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	人材不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

2 脆弱性評価結果の概要

22 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	脆弱性評価結果の概要	
1 人命の保護	1-1	巨大地震による建物の倒壊等による多数の死傷者の発生
		・住宅、建築物等の耐震化
		・公共施設(避難所等)の耐震化・防災機能の強化の推進
	1-2	・空き家や電柱等の倒壊による避難路対策
		台風や集中豪雨等による浸水や土砂災害による多数の死傷者の発生
		・樋門等治水施設の耐性強化
		・土砂災害防止施設などの整備
	1-3	・土砂災害区域の指定、周知の推進
		弾道ミサイルの武力攻撃等による多数の死傷者の発生
		・情報伝達の強化
	1-4	・適切な避難行動の周知
		情報伝達の不備や危機意識の不足に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の拡大
		・情報が確実に伝わる体制の構築
		・町民の防災減災意識の高揚

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	脆弱性評価結果の概要	
2 迅速な救助・救急、医療活動	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		・ 上水道設備の耐震化、老朽化対策 ・ 食料・飲料水等の物資の確保、備蓄 ・ 広域的応援体制の確立
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の発生
		・ 代替道路の確保、整備 ・ 早期の不通状況解消を行う体制の確保
	2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の停滞
		・ 警察署等の非常用電源や通信設備の補強などを図り機能低下防止 ・ 救命講習等を行い町民の防災力向上を図る
	2-4	医療機能等の麻痺
		・ 医療関係施設の防災対策 ・ 医療活動に必要な資機材の充実 ・ 広域医療体制の構築
	2-5	避難所の機能不足等に伴う避難生活の支障の拡大
		・ 避難所の耐震化、追加拡充 ・ 避難所の防災機能の強化の推進 ・ 避難所の運営体制構築 ・ 感染症の集団発生防止

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	脆弱性評価結果の概要	
3 行政機能の確保	3-1	職員、施設等の被災による機能低下
		・ 業務継続計画の改訂 ・ 更なるライフライン確保 ・ 被害を最小限にする情報システム構築 ・ 災害対策本部要員の研修、訓練の実施 ・ 他自治体からの受援計画の策定

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	脆弱性評価結果の概要	
4 情報通信機能・情報サービスの確保	4-1	情報通信の長期停止による災害情報の伝達不能
		・ 情報伝達手段の多重化 ・ 通信設備の耐震化

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	脆弱性評価結果の概要	
5 経済活動の機能維持	5-1	食料等の生産・供給の停滞
		・ 農産物生産基盤の災害対応力の強化
	5-2	物流機能の大幅な低下
		・ 円滑に緊急輸送ができる体制の構築 ・ 道路等の耐震化
	5-3	事業活動の停止による生活への影響
		・ 事業者版事業継続計画策定の推進 ・ 被災事業者の活動再開への支援体制強化

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	脆弱性評価結果の概要	
6 ライフラインの確保	6-1	ライフラインの長期間にわたる機能停止
		・ ライフライン施設等の耐震化、老朽化対策
		・ 多様なエネルギー源の導入
		・ エネルギー供給体制の早期回復ができる体制整備
	6-2	地域交通ネットワークの機能停止
		・ 緊急輸送道路を含む道路等の耐震化、老朽化対策
		・ 災害復旧工事等が迅速に行える人材の育成確保

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	脆弱性評価結果の概要	
7 二次災害の抑制	7-1	地震等による大規模火災の発生
		・ 住宅密集地の延焼防止対策
		・ 消火活動を妨げるブロック塀等の倒壊防止
		・ 同時多発火災に対応する消防力の確保
	7-2	ため池等の損壊・機能不全による二次災害発生
		・ 補強による災害発生防止対策
		・ 被災ため池等の早期補修体制の確保
	7-3	有害物質の拡散・流出
		・ 有害物質の適正管理拡散・流出対策 ・ 原子力防災対策の強化

	7-4	農地・森林等の荒廃
		・ 農地や森林の多面的機能の維持

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	脆弱性評価結果の概要	
8 迅速な復旧・復興	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		・ 災害廃棄物の迅速な受入れ、処分の体制整備 ・ 速やかな廃棄物処理のため処理業者との協力体制の確立
	8-2	人材不足等による復旧・復興の大幅な遅れ
		・ 幅広く対応できるように災害協定締結の推進 ・ ボランティアの育成 ・ 他自治体応援職員やボランティアの受援体制の確立

第4章 本計画の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第3章2の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおりとする。

1 人命の保護			
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）			
1-1	巨大地震による建物の倒壊等による多数の死傷者の発生	1-1-1	住宅、建築物等の耐震化
		推進方針 ○耐震診断、改修補助金の利用しやすい制度へ見直しを行いながら、住民へ周知し、被害軽減を目指す。	
		1-1-2	公共施設(避難所等)の耐震化・老朽化対策・防災機能強化の推進
		推進方針 ○内子町公共施設等総合管理計画に基づき、町民生活の安全性、重要性を確認しながら適正化を図りながら、計画的に長寿命化・改築等を行う。	
		1-1-3	空き家や電柱等の倒壊による避難路対策
		推進方針 ○内子町空き家等対策計画に基づき、空き家の適正な管理、活用や危険な老朽空き家除却へ補助を行ったり、無電柱化による避難路確保等の対策を進める。	
1-2	台風や集中豪雨等による浸水や土砂災害による多数の死傷者の発生	1-2-1	樋門等治水施設の耐性強化
		推進方針 ○河川堤防、樋門などの適切な維持管理を進め、大規模災害への耐性強化整備を行う。	
		1-2-2	土砂災害防止施設などの整備
		推進方針	

		○大規模土砂災害に備え、国・県等と連携し、土砂災害防止施設の整備や、土砂災害警戒区域等の区域指定を行う。	
1-3	弾道ミサイルの武力攻撃等による多数の死傷者の発生	1-3-1	情報伝達の強化
		推進方針 ○全国瞬時警報システムからの情報を住民に確実に伝えるために、戸別受信機整備、メール配信システム、緊急速報メールなど伝達手段の多様化を図り、その時代にあった手段を検討する。	
		1-3-2	適切な避難行動の周知
		推進方針 ○内閣官房ホームページ「弾道ミサイル落下時の行動について」等を活用し住民へ周知する。	
1-4	情報伝達の不備や危機意識の不足に伴う避難行動の遅れ等による死傷者の拡大	1-4-1	情報伝達手段の充実
		推進方針 ○戸別受信機整備、メール配信システム、緊急速報メールなど伝達手段の多様化を進める。	
		1-4-2	適切な避難誘導情報の発信
		推進方針 ○住民に適切な避難指示等が発令できるように、避難指示等に関するガイドライン(内閣府)を参考にし、マニュアルの適宜見直しを行う。	
		1-4-3	防災意識の向上
		推進方針 ○町ホームページや広報紙などで、地域の災害特性や発災時の適切な対処方法の情報を発信することで、周知啓発を行い、防災減災意識の高揚を図る。	

2 迅速な救助・救急、医療活動			
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）			
2-1	食料・飲料水等、 生命に関わる物 資供給の長期停 止	2-1-1	食料・飲料水等の不足
		推進方針 ○上水道施設の耐震化、老朽化対策、防災機能の強化を計画的に行い、応急給水体制を確立する。 ○町として備蓄品の拡充を進め、現物備蓄だけでなく民間企業等との救援物資提供協定締結を推進し、流通在庫備蓄による備えも確保する。 ○家庭内備蓄として、広報紙などで最低7日分の食料等備蓄を呼びかける。	
		2-1-2	救援物資の不達
		推進方針 ○災害の規模・状況に応じて町外等から救援物資の受入れ拠点の確保に努め、円滑な受け入れが行えるよう努める。 ○既に締結している応援協定を、マニュアル等の作成し実効性を高める。	
2-2	多数かつ長期に わたる孤立集落 の発生	2-2-1	孤立集落の発生、長期化
		推進方針 ○農林道等も含めた代替迂回ルート of 確保や集落への既存ルートの防災対策、耐震化に努める。 ○国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。	
2-3	警察、消防等の 被災による救 助・救急活動等 の停滞	2-3-1	施設損壊による機能低下
		推進方針 ○救助・救急活動の拠点となる消防署の機能充実、消防詰所等の耐震化を進め、災害対策用の資機材や情報通信基	

		盤の充実を図る。 ○災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、町民の防災力の向上を図る。	
2-4	医療機能等の麻痺	2-4-1	被災による機能低下
		推進方針 ○電力供給の途絶に備え、病院等の医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。 ○医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。 ○大規模災害時の医療救護活動等の展開に向けて、「愛媛県医療救護活動要領」に基づき災害医療体制の充実強化を図る。	
2-5	避難所の機能不足等に伴う避難生活の支障の拡大	2-5-1	避難所自体の被災
		推進方針 ○避難所の耐震化を計画的に推進し、避難所の立地状況や収容可能人数、災害の規模・程度に応じて町民等を収容できる避難所の指定・拡充を図る。	
		2-5-2	避難所の機能充実
		推進方針 ○自主防災組織等と連携した運営体制の構築を図り、避難者それぞれのプライバシーの確保や安心して生活できる支援体制を整備し、必要な情報の円滑な入手のため、公衆無線 LAN 環境整備を進める。 ○災害時要配慮者が安心して避難生活を送れるように福祉	

		避難施設を整備拡充に努める。 ○避難所の防災機能の強化等の普及・啓発	
		2-5-3	感染症の集団発生
		推進方針 ○迅速に消毒等を行う体制や、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る。また、平常時から感染症予防対策用資器材の整備などを行う。	

3 行政機能の確保			
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）			
3-1	職員、施設等の被災による機能低下	3-1-1	施設被災による行政機能低下
		推進方針 ○業務継続計画を最新の知見等を踏まえ適宜改定を行う。 ○クラウドサービスを利用し、災害情報システムを整備運用することにより、情報収集・共有機能強化を進める。 ○非常時でも継続しなければならない業務に対し、システムが稼働しないリスクを減らすために自治体クラウド導入を進める。	
		3-1-2	災害対策本部の機能低下
		推進方針 ○災害対策本部の運営に必要な資機材の充実や職員用食料等の備蓄など執務環境整備を進める。 ○各庁舎の非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める。 ○職員の絶対的不足に備え、他自治体応援職員の受援体制の整備を図る。	

4 情報通信機能・情報サービスの確保			
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）			
4-1	情報通信の長期停止による災害情報の伝達不能	4-1-1	情報通信の停止
		推進方針 ○庁舎の停電に備え、防災通信システムや災害情報システムなど情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源燃料を確保する。 ○災害時における電話回線の損傷等に備え、衛星携帯電話等による複数の情報伝達手段を整備する。 ○町民に対する的確な情報提供のため、メール配信システム普及や戸別受信機整備など通信手段の多重化を進める。	

5 経済活動の機能維持			
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）			
5-1	食料等の生産・供給の停滞	5-1-1	食料等の生産・供給の停滞
		推進方針 ○食料等の安定供給に向け、農業協同組合、商工会等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める。 ○農業用施設の耐震化や洪水対策等を進める。	
5-2	物流機能の大幅な低下	5-2-1	物流機能の維持・早期再開
		推進方針 ○大規模災害時の緊急輸送に備え、協定に基づく緊急輸送等の支援活動が円滑に実施できるよう、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組を推進する。	
5-3	事業活動の停止による生活への	5-3-1	事業活動の再開・継続に向けた支援体制
		○事業者は、事業継続計画の策定に努め、町も計画策定に	

	影響	必要な情報提供など、積極的に支援を行う。
--	----	----------------------

6 ライフラインの確保			
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）			
6-1	ライフラインの 長期間にわたる 機能停止	6-1-1	上下水道施設等の災害対策
		推進方針 ○上下水道施設の耐震化、老朽化対策を計画的に進める。 ○長期断水に備え応急給水体制や広域的な応援体制の整備をする。 ○単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するとともに、し尿収集事業者と連携し、災害後における、し尿や浄化槽汚泥の適正な処理体制を整備する。	
		6-1-2	エネルギーの供給体制の確保
		推進体制 ○家庭・事業所及び公共施設へ太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギー設備の導入を促進する。 ○電気、通信事業者等は、施設・設備の耐震化や老朽化対策等を進めるとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する。 ○電気、通信事業者等と情報共有や意見交換を行い、顔の見える関係を構築し連携体制を強化する。	
6-2	地域交通ネット	6-2-1	地域交通ネットワークの整備等

	ワークの機能停止	推進方針 ○大規模災害時の救命・救助活動や救援物資の輸送等を担う高速道路の四国縦貫自動車道松山 IC 以南や、内子五十崎 IC 付近の国道 56 号の早期 4 車線化改修等を着実に促進する。 ○大規模災害時に幹線交通網の分断を招かないよう、国道 56 号、379 号、380 号など緊急輸送道路の整備を、国や県、関係機関等と連携し、耐震化・整備等の災害対策を促進する。 ○町内の交通ネットワークが分断されないよう、国道、県道、町道などで区別せず、耐震化、老朽化対策等の整備を関係機関と連携し着実に進める。 ○橋梁の耐震化対策、トンネル保全、土砂災害防止対策等の災害対策を推進する。 ○道路等に面する建物やブロック塀等の倒壊防止対策、無電柱化を推進する。 ○橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物の定期的な点検を行い、計画的な老朽化対策を実施する。
--	----------	---

7 二次災害の抑制			
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）			
7-1	地震等による大規模火災の発生	7-1-1	住宅地の延焼対策
		推進方針 ○住宅が密集する地域は、狭あいな道路の拡幅や公園等空地の確保に努め、住民への意識啓発等により火災予防や被害軽減を図る取組を進める。	

		○各地で同時発生した火災等にも対応できる消防の体制整備・広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、消防団員の確保等の対策を進める。	
7-2	ため池等の損壊・機能不全による二次災害発生	7-2-1	ため池等の災害対策
		推進方針 ○決壊により下流の住宅等に影響を与えるリスクの高いため池等農業用施設については、耐震や洪水対策等を図る耐震化等の災害対策を図る。 ○ため池が決壊した場合に下流住民の安全確保のため、浸水被害想定区域図やハザードマップを周知する。	
7-3	有害物質の拡散・流出	7-3-1	有害物質の拡散・流出対策
		推進方針 ○事業者の有する有害物質の適正保管や早期処理を指導する等の取組を推進する。 ○伊方原子力発電所の万が一の事故に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき実践的な訓練を行うなど、今後も、原子力防災対策の一層の充実強化を図る。 ○大規模地震及び洪水時の倒壊建築物撤去などによるアスベスト飛散防止のため、アスベスト調査を行う必要がある。	
7-4	農地・森林等の荒廃	7-4-1	農地・森林等の保全等
		推進方針 ○農地や農業水利施設等について、地域コミュニティ等を活かし、適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を促進する。 ○森林が有する多面的機能の維持に向けて、治山事業等に	

		よる山地災害防止対策や間伐等による森林の適正な管理・保全を着実に進める。 ○有害鳥獣被害防止のため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面に総合的な対策を推進する。
--	--	---

8 迅速な復旧・復興			
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）			
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	8-1-1	災害廃棄物の処理体制の確立
		推進方針 ○「愛媛県災害廃棄物処理計画」及び「内子町災害廃棄物処理計画」を基に、県と連携した災害廃棄物処理体制の適宜見直しを行い実効性を高める。	
8-2	人材不足等による復旧・復興の大幅な遅れ	8-2-1	復旧・復興を担う人材の確保・育成
		推進方針 ○復旧・復興を担う建設会社の事業継続計画策定の促進や建設業の担い手確保につながる取組を推進する。 ○社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努める。 ○各自主防災組織の地区防災計画策定を促進し、防災訓練、防災教育等を通じて地域コミュニティの活性化を図る。 ○自主防災組織や自治会等と連携し、町民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域コミュニティの維持向上する取組みを通して活性化を図る。	

2 施策分野ごとの対策と推進方針

推進すべき項目を明確にするとともに実効性の向上を図ることを目的に、リスクシナリオを回避するための施策を次のとおり設定し、対策と推進方針の整理を行った。

施 策 分 野
《行政機能》 【災害対策拠点施設の防災機能強化】 ・ 内子町公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に長寿命化・改築を行う必要がある。 ・ 不特定多数の住民が集まる公共施設のうち、耐震診断されていない施設へ耐震診断を行い、結果に基づき計画的な維持管理が必要である。 ・ 新耐震基準を満たしている施設については、長寿命化を進めながら計画的な維持管理等をする必要がある。 ・ 小田川洪水ハザードマップにより、発災時に防災拠点となる内子町役場本庁舎に浸水被害等が出ないように対策を検討する必要がある。 ・ 救助・救急活動の拠点となる消防署、消防詰所等の耐震化・老朽化対策を進め、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る必要がある。 ・ 災害対策本部の運営に必要な資機材の充実や職員用食料等の備蓄など執務環境整備を進める必要がある。 ・ 大規模災害の拠点となる庁舎の通信基盤や非常用電源等のライフラインの確保対策を着実に進める必要がある。 ・ クラウドサービスを利用し、災害情報システムを整備運用することにより、情報収集・共有機能強化を進める必要がある。 ・ 庁舎の停電に備え、防災通信システムや災害情報システムなど情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を確保する必要がある。また、設備を作動させる

燃料供給の手段を確立する必要がある。

- ・ 災害時の緊急避難場所や復旧・復興支援拠点として道の駅の防災拠点化の取り組みを進める必要がある。

指標	単位	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
町営住宅立替	団地	0	1
町営住宅除去	団地	0	2
町営住宅長寿命化	団地	0	2
大規模改修（龍王公園）	式	0	1

【業務継続体制の強化】

- ・ 大規模災害発生時に、内子町地域防災計画に基づく応急対策等を行いながら、内子町業務継続計画により必要な業務を継続する必要がある。
- ・ 内子町業務継続計画を最新の知見等を踏まえ適宜改定を行う必要がある。
- ・ 既に締結している応援協定を、定期的な情報交換やマニュアル等を作成してより実効性を高める必要がある。
- ・ 非常時でも継続しなければならない業務に対し自治体クラウド導入を進めて、システムが稼働しないリスクを減らす必要がある。
- ・ 庁舎内外で、機動的に情報収集が可能なモバイル端末を整備する必要がある。

【支援人員の受入体制の整備】

- ・ 職員の絶対的不足に備え、他自治体応援職員の受援体制の整備を図る必要がある。
- ・ 消防力低下を防ぐため、広域から自衛隊、消防、警察等の応援を円滑に受けれる体制を構築する必要がある。

《救急救助》

【活動拠点の整備】

- ・ 災害の規模・状況に応じて町外等から救援物資を受け入れる拠点の確保に努める必要がある。

【災害時の活動体制整備】

- ・ 各地で同時発生した火災等にも対応できる消防の体制整備・広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、消防団員の確保等の対策を進める必要がある。

《自主防災》

【自助・共助の推進】

- ・ 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努める必要がある。
- ・ 各自主防災組織の地区防災計画策定を促進し、防災訓練、防災教育等を通じて地域コミュニティの活性化を図る必要がある。
- ・ 地域住民等による応急活動や救護活動のため、救命講習・出前講座等を通して、町民の防災力の向上を図る必要がある。
- ・ 自主防災組織と防災士連絡会との連携や防災リーダーの育成等に取り組み、防災力の向上を図る必要がある。
- ・ 自主防災組織や自治会等と連携し、町民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域コミュニティの維持向上する取組みを通して活性化を図る。
- ・ 地域の災害発生リスクや対処方法等の周知啓発を行い、防災減災意識の向上に努める必要がある。
- ・ 災害発生時の行動を整理した一人ひとりのマイタイムラインの作成を進める必要がある。

【災害情報の的確な伝達と環境整備】

- ・ 複数の手段を活用することで、より確実に住民へ情報伝達が可能となることから、情報伝達手段の多重化を進める必要がある。
- ・ 住民に適切な避難指示等を発令できるように、避難指示等に関するガイドライン(内閣府)を参考にし、マニュアルの適宜見直しを行う必要がある。
- ・ 地域の災害特性や発災時の適切な対処方法の周知啓発を行い、防災減災意識の高揚を図る必要がある。
- ・ 町民に対する的確な情報提供のため、メール配信システム普及や戸別受信機整備など通信手段の多重化を進める必要がある。
- ・ 内閣官房ホームページ「弾道ミサイル落下時の行動について」等を活用し住民へ周知する必要がある。
- ・ 全国瞬時警報システムからの情報を住民に確実に伝えるために伝達体制の強化を図る必要がある。

【避難所の整備】

- ・ 避難所の耐震化・老朽化対策・防災機能強化を計画的に推進し、避難所の立地状況や収容可能人数、災害の規模・程度に応じて町民等を収容できる避難所の指定・拡充を図る必要がある。
- ・ 自主防災組織等と連携した運営体制の構築を図り、避難者それぞれのプライバシーの確保や安心して生活できる支援体制を整備し、必要な情報の円滑な入手のため、公衆無線 LAN 環境整備を進める必要がある。
- ・ 災害時要配慮者が安心して避難生活を送れるように福祉避難施設を整備拡充に努める必要がある。

【生活に必要な物資の確保】

- ・ 広報紙などで世帯人数の 7 日分以上（うち 3 日分程度を非常持出用として）の食料等備蓄を呼びかける必要がある。

《保健・福祉》

【医療施設の防災機能強化】

- ・ 電力供給の途絶に備え、病院等の医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。
- ・ 医薬品、医療資機材の調達等について、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。
- ・ 医療活動等に不可欠な水資源の確保や設備の設置を進める必要がある。

【災害医療体制の充実・強化】

- ・ 大規模災害時の医療救護活動等の展開に向けて、「愛媛県医療救護活動要領」に基づき災害医療体制の充実強化を図る必要がある。
- ・ 円滑な医薬品、医療資機材の調達供給のために、薬品会社との協定による連携強化や病院において十分な備蓄量を確保できる体制を構築する必要がある。

《住宅・都市》

【住宅の耐震化・安全対策】

- ・ 耐震診断、改修補助金の利用しやすい制度へ見直し、住民へ周知する必要がある。
- ・ 大規模地震時に倒壊して避難路を塞がないように、空き家の適正な管理活用や除却、ブロック塀の耐震化、無電柱化による避難路確保を行う必要がある。
- ・ 住宅が密集する地域は、狭あいな道路の拡幅や公園等空地の確保に努め、住民への意識啓発等により火災予防や被害軽減を図る取組を進める必要がある。
- ・ 大規模地震及び洪水時の倒壊建築物撤去などによるアスベスト飛散防止のた

め、アスベスト調査を行う必要がある。

指標	単位	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
木造住宅耐震診断事業(単年度)	戸	4	1 0
木造住宅耐震改修事業(単年度)	戸	1	3
老朽危険空き家除却事業(単年度)	戸	1 5	1 5
空き店舗等改修支援件数(単年度)	件	0	5

【孤立集落対策】

- ・ 農林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努める必要がある。
- ・ 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。

【風水害による浸水対策】

- ・ 国県等と連携して、河川堤防、樋門などの適切な維持管理を進め、大規模災害への耐性強化を行う必要がある。

【土砂災害対策】

- ・ 国県等と連携して、土砂災害防止施設整備や、土砂災害警戒区域等の区域指定を行う必要がある。

重要業績評価指標	単位	現状値（平成 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
土砂災害危険個所の年間対策数(県営)	箇所	6	1 0
土砂災害危険個所の年間対策数(町営)（単年度）	箇所	6	6
土砂災害危険個所の年間対策数(補助金)（単年度）	箇所	0	1
土砂災害パトロールの年間巡回回	回	1	1

【交通網の整備】

- ・大規模災害時の緊急輸送に備え、協定に基づく緊急輸送等の支援活動が円滑に実施できるよう、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組を推進する必要がある。
- ・橋梁の耐震化対策、トンネル保全、土砂災害防止対策等の災害対策を推進する必要がある。
- ・橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物の定期的に点検を行い、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。
- ・町内の交通ネットワークが分断されないよう、国道、県道、町道などで区別せず、耐震化、老朽化対策等の整備を関係機関と連携し着実に進める。
- ・道路等に面する建物やブロック塀等の倒壊防止対策、無電柱化を推進する必要がある。
- ・鉄道施設は、災害時において避難活動や救護活動、救援物資等の輸送や復旧活動等を支える重要な交通手段であり、鉄道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。

指標	単位	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
町道の年間整備数 （交付金事業）	路線	4	3
町道の年間整備数 （町単独事業）	路線	1	1
県道整備促進の年間要望回数	回	1	1
橋梁定期点検数（町道橋 5 年に 1 回）	橋	2 4 0	2 4 0
トンネル定期点検数（5 年に 1 回）	本	1	1
橋梁の年間修繕工事数	橋	2	3
本町商店街の無電柱化	m	0	2 5 0

【原子力防災対策】

- ・伊方原子力発電所の万が一の事故に備え、内子町地域防災計画(原子力災害対策編)等に基づき実践的な訓練を行うなど、今後も、原子力防災対策の一層の充実強化を図る。

【有害物質対策】

- ・事業者の有する有害物質の適正保管や早期処理を指導する等の取組を推進する。

《産業・ライフライン》

【上下水道の耐災害性強化】

- ・上下水道施設の耐震化、老朽化対策を計画的に進める必要がある。

上水道においては、耐震化計画及び経営戦略に基づき、施設及び管路の更新を計画的に行う。また、水源地の被災を防ぐための対策を進める。老朽化した施設については、施設統合やスペックダウン等を考慮し、更新を行う。

下水道においては、耐震化出来ていない施設については、耐震化を図るとともに、ストックマネジメント計画に基づきリスクが高い施設から順次更新等を実施する。

- ・水道及び下水道は、長期間の機能停止が起こらないようにすることが大切である。そのため、施設稼働ためのバックアップ電源の検討が必要である。しかし、想定を超えるような自然災害等では、長期断水や長期の汚水処理停止に備え応急給水体制や広域的な応援体制の整備をする必要がある。

指標	単位	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
基幹管路の耐震化率向上	%	36.9	45.6

【汚水等処理の機能維持】

- ・汲み取り及び単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するとともに、し尿収集事業者と連携し、災害後における、し尿や浄化槽汚泥の適正な処理体制を

整備する必要がある。

- ・西日本豪雨災害では、し尿処理施設（清流園）が被災したため、緊急的に内子町浄化センターでし尿を受け入れた。しかし、し尿が投入された汚水の処理は、課題が多く見受けられた。今後、災害に備えて施設の改良も視野に検討する必要がある。

指標	単位	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
公共下水道 污水处理人口普及率	%	28.5	31.2
合併処理浄化槽 污水处理人口普及率	%	39.0	44.5

【エネルギーの確保】

- ・エネルギー源の多様化を進めるため、家庭・事業所及び公共施設などへ太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入を進める必要がある。
- ・電気、通信事業者等は、施設・設備の耐震化や老朽化対策等を進めるとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する必要がある。
- ・電気、通信事業者等と情報共有や意見交換を行い、顔の見える関係を構築し連携体制を強化する必要がある。

指標	単位	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
地球温暖化対策等および電気自動車導入補助金件数	件	240	380以上
公共施設における再生可能エネルギー設備の導入	箇所	-	5以上
地域における再生可能エネルギーモデル設備の導入	箇所	-	1以上

【産業の停滞防止】

- ・事業者は、事業継続計画の策定に努め、町も計画策定に必要な情報提供など、積極的に支援を行う必要がある。
- ・復旧・復興を担う建設会社の事業継続計画策定の促進や建設業の担い手確保につながる取組を推進する必要がある。

《農林水産》

【食料等の生産・供給体制の確保】

- ・食料等の安定供給に向け、農業協同組合、商工会等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある。

【農業用施設等の防災対策】

- ・農業用施設の耐震化や洪水対策等を進め、安定的な生産基盤を確保する必要がある。
- ・決壊により下流の住宅等に影響を与えるリスクの高いため池等農業用施設については、耐震や洪水対策等を図る耐震化等の災害対策が必要である。
- ・ため池が決壊した場合に下流住民の安全確保のため、浸水被害想定区域図やハザードマップを周知する。
- ・農地や森林が持つ保水効果や土砂流出防止効果などの多面的機能を保全する必要がある。
- ・有害鳥獣対策を推進し、耕作放棄地を減少させることで農地や山林等の多面的機能を維持する必要がある。

指標	単位	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
県単独土地改良事業	地区	1	3
県営地滑り対策事業	地区	1	1
林道整備事業	路線	3	3
林業専用道整備事業	路線	2	3
県営治山事業	地区	5	2

県営中山間地域総合整備事業 (内子地区)	%	88.0	100 (令和8年度)
集約化施業による森林整備	ha	10,612	14,000
条件不利地等の森林整備	ha	398	750
ため池耐震・老朽化対策	箇所	1	4

《環境・衛生》

【災害廃棄物の処理体制の強化】

- ・「愛媛県災害廃棄物処理計画」及び「内子町災害廃棄物処理計画」を基に、県と連携した災害廃棄物処理体制の適宜見直しを行い、実効性を高める必要がある。
- ・早期に処理するために災害廃棄物の仮置場を確保し、資機材等の整備を図る必要がある。
- ・広域的に廃棄物処理施設が利用できるように、廃棄物処理団体との協定締結など、廃棄物処理が迅速に行える体制を整備する必要がある。

【災害時における疫病・感染症等の対策】

- ・迅速に消毒等を行う体制や、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る必要がある。
- ・大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延防止のため、平時から予防接種の促進や、感染症予防対策用資器材の整備などを行う必要がある。
- ・避難所等で被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備する必要がある。
- ・大規模災害で発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、広域的な火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。

内子町国土強靱化地域計画（道路事業）

No.	事業 種別	路線名	事業箇所	事業概要	施工規模		全体事業費 (百万円)	事業期間			
					数量	単位					
★災害に強い強靱な地域道路ネットワークを構築するため、山間部の迂回路の無い路線等における整備を推進し、災害時の迅速な避難・救援活動を支える。											
1	社会資本整備総合交付金	町道	滝山線	内子町重松	現道拡幅（Ａ工区）	0.2	km	381	H25	～	R2
	防災・安全交付金				現道拡幅（Ｂ工区）	0.1	km		R3	～	R7
2	社会資本整備総合交付金	町道	長田小学校線	内子町五百木	現道拡幅（Ａ工区）	0.2	km	627	H24	～	R2
	防災・安全交付金				現道拡幅（Ｂ工区）	0.3	km		R3	～	R7
	防災・安全交付金				現道拡幅（Ｃ工区）	0.1	km		R8	～	R9
3	社会資本整備総合交付金	町道	西横の地線	内子町河内	現道拡幅（Ａ工区）	0.2	km	615	H25	～	R2
	防災・安全交付金				現道拡幅（Ｂ工区）	0.2	km		R3	～	R7
	防災・安全交付金				現道拡幅（Ｃ工区）	0.1	km		R8	～	R9
4	防災・安全交付金	町道	石浦宿茂線	内子町五百木	現道拡幅（Ｂ工区）	0.2	km	245	R4	～	R7
	防災・安全交付金				現道拡幅（Ｃ工区）	0.5	km		R8	～	R9
★災害に強い強靱な地域道路ネットワークを構築するため、舗装修繕による走行の円滑化や法面防災、無電柱化等の防災対策を推進し、災害時の迅速な避難・救援活動を支える。											
5	防災・安全交付金	町道	内子喜多山線ほか55路線	内子町内子ほか	舗装修繕	1	式	—	—		
6	防災・安全交付金	町道	天神上成線ほか40路線	内子町立石ほか	法面对策・構造物修繕	1	式	—	—		
7	防災・安全交付金	町道	坂町八日市線	内子町内子	電線単独地中化	0.1	km	10	R2	～	R2
8	防災・安全交付金	町道	本町田中線ほか2路線	内子町内子	無電柱化	0.8	km	69	R2	～	R5
9	無電柱化推進計画事業補助	町道	本町線	内子町内子	無電柱化（第1工区）	0.3	km	200	R7	～	R11
10	無電柱化推進計画事業補助	町道	本町旭線	内子町内子	無電柱化（第1工区）	0.2	km	200	R7	～	R11
★橋梁やトンネル等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する事で、道路網の安全性・信頼性を確保する。											
11	道路メンテナンス事業補助	町道	山王上宿間線ほか	山王橋ほか	橋梁修繕	1	式	—	—		
12	道路メンテナンス事業補助	町道	三畝町峠の峰線ほか	新海橋ほか	橋梁長寿命化修繕計画策定（橋梁点検・計画策定）	1	式	—	—		

内子町国土強靱化地域計画（住宅事業）

No.	事業種別	事業名	事業概要	施工規模			
				数量 単位		全体事業費 (百万円)	事業期間
1	社会資本整備総合交付金	住宅・建築物安全ストック形成事業	木造住宅耐震診断技術者派遣事業	50 戸		4	R7 ~ R11
2	社会資本整備総合交付金	住宅・建築物安全ストック形成事業	木造住宅耐震改修事業	15 戸		21	R7 ~ R11
3	社会資本整備総合交付金	住宅・建築物安全ストック形成事業	公共建築物耐震改修事業	0 件		0	R7 ~ R11
4	社会資本整備総合交付金	空き家再生等推進事業	老朽危険空き家除却事業	75 戸		60	R7 ~ R11
5	社会資本整備総合交付金	公営住宅等整備事業	公営住宅等の建替事業	1 団地	柿原団地	85	R7 ~ R11
6	社会資本整備総合交付金	公営住宅等整備事業	公営住宅等の除去事業	2 団地	柿原2団地(10戸) 柿原第二団地(2戸)	15	R7 ~ R11
7	社会資本整備総合交付金	公営住宅ストック総合改善事業	公営住宅長寿命化改修事業	2 団地	町村団地 土居第1団地	103	R7 ~ R11
8	社会資本整備総合交付金	住宅・建築物安全ストック形成事業	民間建築物アスベスト対策事業	5 戸		1	R7 ~ R11
9	社会資本整備総合交付金	住宅・建築物安全ストック形成事業	ブロック塀等安全対策事業	10 件		3	R7 ~ R11
10	社会資本整備総合交付金	住宅・建築物安全ストック形成事業	民間建築物の瓦屋根耐風改修事業	5 戸		3	R7 ~ R11

内子町国土強靱化地域計画（公共施設）

No.	事業種別	事業名	事業箇所	事業概要	規模	事業費 (千円)	事業期間
1	学校施設環境改善交付金	大改(トイレ)	小田小学校	トイレ環境整備工事	1 棟	32,186	R7
2	学校施設環境改善交付金	大改(トイレ)	内子小学校	トイレ環境整備工事	3 棟	79,805	R7
3	学校施設環境改善交付金	大改(トイレ)	立川小学校	トイレ環境整備工事	1 棟	20,295	R7
4	学校施設環境改善交付金	大改(トイレ)	内子中学校	トイレ環境整備工事	3 棟	26,895	R7